

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年12月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ネパール国シンズリ道路豪雨災害被害事後現状調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：ネパール国シンズリ道路豪雨災害被害事後現状調査
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a00842

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年12月11日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ネパール国シンズリ道路豪雨災害被害事後現状調査（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2025年2月～2025年7月
本件においては、上記の契約履行期間を分割する想定はありません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
資金協力業務部 実施監理第四課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2024年12月17日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2024年12月20日 12時まで
3	質問への回答	2024年12月25日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年1月8日 12時まで
5	プレゼンテーション	本件では行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年1月21日 14時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月（2024年10月追記版））」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本件には、特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記 2. （３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/RkBF3ruzVR>

注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

（２）回答方法

上記 2. （３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記 2. （３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙3「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務の成果は、その後に無償資金協力事業（包括方式）に引き継がれる可能性があります。その場合、本業務は事業化調査相当となります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（事業化調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきまして

は、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

2024年9月27日から28日にかけて、1970年以来最大規模の豪雨がネパールを襲った。豪雨による土砂崩れや洪水により200人以上が死亡し、複数の幹線道路が寸断される等の甚大な被害が発生している。日本の無償資金協力により建設されたシンズリ道路についても豪雨により被災し、一部箇所にて法面崩壊や道路流失等が確認された。

シンズリ道路は首都カトマンズと南部テライ平原を断絶する2,000メートル級の山々からなるマハバラット山脈を横断し、カトマンズと東テライ地域を結ぶミッドヒル・ハイウェイの一部をなす山岳道路である。我が国の無償資金協力により1996年7月に第一工区の工事を開始し、以後震災復旧を含めて長年に渡りシンズリ道の建設を支援してきた。

豪雨災害後の2024年10月にはJICA調査団が現地渡航し、シンズリ道路の被災状況を調査している。被害が甚大であった第三・四工区を視察し、河川の氾濫により少なくとも30箇所、全長10km程の道路が流出していることを確認した。

上記経緯より、事後状況調査を実施することで被災状況の詳細な確認や被災原因分析、復旧支援案の整理を行う。なお、本件調査により収集する情報を踏まえて協議した結果、我が国政府よりシンズリ道路の復旧に関する無償資金協力事業実施にかかる了承がなされる場合には、本件業務内容に追加して、対象となる無償資金協力事業のための調査に必要な調査業務（事業化調査に相当するもの）を契約変更により実施する。加えて、無償資金協力を実施する交換公文（E/N）及び贈与契約（G/A）が署名された場合は、設計・施工監理（調達補助を含む）コンサルタントとして、JICAが先方政府実施機関に推薦する。

第2条 調査の目的と範囲

2024年9月27日から28日にかけて発生した豪雨により被災したシンズリ道路（第三工区・第四工区を中心）の被災状況や被災原因を調査する。加えて、仮設迂回路・代替路を含むシンズリ道路の利用状況、ネパール政府や道路局等の復旧支援などを確認し、シンズリ道路の復旧に係る現状や課題を整理する。また、本邦企業や現地企業の知見・技術等の活用を想定して、概算事業費含む我が国による今後のシンズリ道路復旧支援案を策定する。同支援案の中で難易度・優先度等の基準を設定し、本邦企業による復旧工事が必要な区間と現地企業でも対応可能な区間を選別する。更に、これら検討にあたっては、シンズリ道路の被災状況回復だけではなく、事業費の制限を踏まえながらより強靱な道路インフラの再建が実現可能か検討する。

第3条 調査実施の留意事項

(1) 本調査の位置付け

本調査は2024年9月27日から28日にかけて発生した豪雨により被災したシンズリ道路の被災状況・被災原因を分析し、ネパール政府や道路局、国際機関、他ドナーにより計画される復旧支援を踏まえて、我が国ODA（特に包括式無償資金協力事業を想定）で協力の可能性がある復旧支援案を策定する。その上で、必要性、緊急性、ネパール政府からの要望、開発効果、経済性・環境社会配慮の妥当性等の複数の観点から優先区間を特定し、概算レベルでの設計や工期、事業費等、今後の案件化検討に向けた基礎情報を整理する。

(2) シンズリ道路の被災状況

豪雨災害では特に第三工区・第四工区が深刻な被害を受けている。本調査では道路局が分析した被災情報に基づいてシンズリ道路第三工区・第四工区の現場確認を行い、被災箇所数、各被災箇所が発生した事象の分類（道路流失、法面崩壊など）、各被災箇所の被災原因など、シンズリ道路の被災状況を詳細に分析する。また、現時点では被災が確認できないが、地盤のゆるみや洗堀の進行などにより、次に豪雨が発生した際に被災する可能性がある潜在的被災箇所の特定も行う。なお、被災箇所の状況確認に際しては現地踏査に加えて、ドローン等による空撮も行い、位置情報を含めた撮影写真や動画も報告書として提出する。被災状況の把握の上で、今回の雨量・河川水位等とシンズリ道路の設計に用いた諸条件、被災状況と設計内容の関係を整理する。

(3) シンズリ道路の活用状況の分析

ネパール国の経済・社会活動におけるシンズリ道路の役割や、シンズリ道路の被災による国民生活への影響を特定するため、被災前後のシンズリ道路の活用状況（交通量や物流量等）を比較分析する。

(4) シンズリ道路周辺地域の自然状況調査

復旧支援案の策定を想定し、対象道路や周辺地域の降雨量等の気象データや河川水位データの把握などの自然状況調査を実施する。また、豪雨による降雨量・河川水位や土地利用の変化など、復旧支援案策定に際して前提条件となり得る自然状況データの分析を行い、優先支援案の概略設計に活用する。なお、各種検討においては今後見込まれる気候変動による影響も考慮する。

(5) ネパール政府及び他ドナー等の復旧支援計画

仮設迂回路や代替路の整備等、ネパール政府及び道路局により既に実施された短期的措置を分析し、本年の雨期中においても、継続的に活用できるものか道路交通安全の観点から検討を行う。また、ネパール政府及び道路局により現在計画中の、あるいは今後計画予定の、本格復旧に向けた対応方針、事業計画、予算措置状況について情報収集する。更に、国際機関及び他ドナーの道路分野における支援実施状況や計画についても確認し、本調査で検討する復旧支援案がネパール政府や道路局、国際機関、他ドナーの支援計画と重複せず、全体の復旧計画と整合するように配慮する。

(6) 我が国 ODA 事業による被災箇所の復旧支援案の作成

調査した被災箇所数、被災状況、被災原因を踏まえて、その中から我が国 ODA 事業で協力の可能性がある被災箇所を特定し、概算事業費を含む支援案のロングリストを作成する。ロングリストは包括方式による無償資金協力を想定する。

(7) 優先支援案の絞り込み

ロングリスト案を作成した後、必要性、緊急性、ネパール政府からの要望、開発効果、経済性・環境社会配慮等の複数の観点から各支援案をスコアリングし、包括方式による無償資金協力で支援する意義が特に高い優先支援案を作成する。

(8) 本邦技術及び現地企業活用可能性の検討

ネパールでの復旧支援において本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減、工事中及び供用後の安全性向上など、期待される効果を幅広く検討した上で、各支援案において活用が期待される本邦技術を検討する。また、事業費削減や迅速性等の観点から現地企業の活用が望ましい工区については、適用の妥当性、現地での調達・流通事情を加味して提言を行う。加えて、無償資金協力実施にか

かる了承を得られた場合を想定して、追加調査に向けて再委託可能な現地企業（ドローンを用いた空撮・測量、地質調査、地上測量等）に関する情報収集も行う。

(9) 復旧支援案の概算事業費の検討

ネパール国内における事業費積算の考え方や調達・流通事情といった前提条件を確認した上で、各支援案の概算事業費を算定する。無償資金協力実施が決定された場合には別途追加調査を実施して無償資金協力実施に係る概算事業費を算定する²ため、本調査で算定する概算事業費は今後事業形成の可能性を関係者間で議論する際の目安となる程度の精度とする。なお、本調査での概算事業費の検討に際しては事業費の変動リスクの分析や事業費が高騰した場合の対処方針案の検討も行う。

(10) 優先支援案の設計・施工方針案や想定工期の提言

シンズリ道路周辺の自然状況を踏まえて、優先支援案の設計・施工方針案を検討する。また、検討した設計・施工方針案に基づき事業を実施した場合の想定工期についても分析する。なお、想定工期については遅延が発生する潜在的要因の分析及び対処案の検討も合わせて実施する。

(11) 環境社会配慮

ネパールの環境社会配慮制度・許認可等に関連する機関の情報収集・確認を行い、必要な環境許認可の整理や、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）との整合性を確認する。また、優先支援案を実施した場合に想定される周辺地域への環境・社会的影響（住民移転や用地取得の規模など）の検討も行い、各優先支援案の想定環境カテゴリを特定する。加えて、環境社会に対する影響を最小化、軽減、緩和するための施策も検討する。更に復旧支援策定において女性や子ども等社会的弱者への配慮の必要性についても分析する。

(12) 優先支援案の実施検討に係る基礎情報の収集

上述の概算事業費や概略の設計・施工方針案に加えて、事業実施検討に際して必要となる免税条項や先方負担事項、現地の治安情勢に関する基礎情報を収集する。

(13) JICA 関連プロジェクトとの連携

2024年12月頃にJICA社会基盤部が契約締結予定の技術協力「道路防災に係る能力強化プロジェクト」の中で、シンズリ道路についての調査や資料の作成を行った場合には、本調査においても調査実施中に当該技術協力プロジェクトチームから関連資料を引継ぐようJICAが調整し、調査業務に活用する。

² 本案件の契約変更で対応することを想定している。

第4条 調査の内容

(1) 調査計画の策定（準備作業）

JICA が公開する調査報告書を始めとした各種公開資料やネパール国内外での報道をもとに、被災状況や被災原因などの仮説を立てる。その上で、現地調査の方法や調査箇所などを計画し、調査計画書について JICA の確認を得る。

(2) 被災したシンズリ道路の状況確認（現地調査）

道路局の協力により被災したシンズリ道路の状況確認や被災原因分析などを行う。シンズリ道路の被災区間を訪問して現場確認するとともに、ドローンによる空撮を行い、被害全容を把握する。特に 2002 年に発生した集中豪雨による被災箇所と今回豪雨の被災箇所の重複や、「シンズリ道路第四工区緊急復旧計画（2003 年 7 月 E/N 締結）」による対策の効果検証、自然災害に脆弱とみられ過去に対策工事を実施した箇所と未対策箇所の境界地点の被災状況には留意して調査を進める。なお、被災状況確認や被災原因分析においてはローカルコンサルタントも活用する。

(3) ネパール政府や道路局、国際機関、他ドナーによる復旧支援の確認（現地調査）

ネパール政府や道路局、国際機関、他ドナー関係者と面談などを実施し、実施中及び計画中の復旧支援を把握する。

(4) 道路局との協議（現地調査）

道路局との協議を行い、予算上・技術上の制約からネパール政府による復旧事業で実施できないことや、我が国 ODA 事業に期待することなどの要望を確認する。その後、優先復旧支援案を策定する際に、緊急性や必要性などの項目と併せてネパール政府の要望もスコアリング項目として活用する。

(5) 復旧支援案の特定及び優先復旧支援案の基礎情報収集・整理（国内作業）

現地調査により収集した情報を踏まえて、我が国 ODA 事業で協力の可能性がある被災箇所を特定し、概算事業費含む支援案のロングリストを作成する。その後、必要性、緊急性、ネパール政府からの要望、開発効果、経済性・環境社会配慮の妥当性、日本への裨益効果、実施可能性等の複数の観点から各支援案をスコアリングし、我が国 ODA 事業による協力の可能性が特に高い優先支援案を作成する。なお、スコアリングにおいてどの項目を優先的に考慮するかについては、道路局及び JICA と相談の上、明示する。加えて、優先復旧支援案については想定される事業費や工期、設計・施工方針案など事業形成の基礎的情報についても整理する。

【追加発注業務】

以下の（6）から（16）の業務は、我が国政府が無償資金協力の検討を開始し、追加調査の実施が可能となった場合、別途継続契約の締結により追加で発注する可能性のある業務です。

（6）設計・積算方針のとりまとめ・報告

現地調査結果を踏まえ、帰国後 30 日以内に設計・積算方針を取りまとめ、JICA が開催する設計・積算方針会議に参加し、その内容を説明し、JICA の確認を得る。

（7）事業内容の計画作成

現地調査結果及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお設計にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1）計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工・据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2）概略設計

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討し、概略設計を行う。検討には最低限以下の内容を含むものとする。作成に当たっては施設・機材の必要性や費用効果等を考慮し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

ア）シンズリ道路復旧支援計画（支援区間の特定や被災状況の整理など）

イ）シンズリ道路復旧支援計画に関する要件設定（想定する交通量や降雨強度など）

ウ）道路維持管理・防災資機材の基本計画（概略仕様・数量）

3）施設概略設計図

4）機材仕様書

5）施工・調達計画

・ 施工・調達方針

- ・ 施工・調達上の留意事項
- ・ 施工・調達区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工・調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

なお、施工計画の検討に当たっては代替路含む既存の交通事情に影響を及ぼす可能性があるため、施工中の制約条件（交通規制、時間帯、場所、法規等）を確認し、安全管理にも十分配慮し、施工各段階における先方負担事項となる移転作業を検討するとともに、実施機関及び関係機関とも調整の上、交通への影響を最小限とする効率的な施工・調達計画を策定する。

また、施工・調達監理計画では、概略設計に基づく施工・調達監理方式、施工・調達監理体制、施工・調達監理方式（安全、品質、工程管理）等を記載する。

（8）事業の維持管理計画策定

本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費、更新費用を検討する。

（9）概略事業費の算出

本事業及びその中で我が国無償資金資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過去・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照し、積算総括表を作成の上で JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、機材に係る制度は入札に対応できる精度を確保することとする。

1）準拠ガイドライン

具体的な積算にあたっては、設計・積算マニュアルの補完編・機材編（2023年4月）を参照する。

2）概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、JICA がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下リスク情報を収集・分析し、これを JICA に提出する。

- ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（為替変動・インフレ率等）
- イ) 工事量変動にかかるリスク
- ウ) 自然条件にかかるリスク（地震、洪水等）
- エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ) 治安状況にかかるリスク

(10) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

概略設計を踏まえ、詳細設計及び協力対象事業を実施するに当たり懸念となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、協力対象事業実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と協力対象事業実施段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。なお、実施機関による使用が想定される道路維持管理・防災資機材の取扱いマニュアル、メンテナンスマニュアルについては、ネパール語版を各機材に添付することを想定しているため、各機材のネパール語版マニュアルの有無を確認するとともに、無い場合には協力対象事業で作成する。

(11) 気候変動対策案件としての検討

本事業は気候変動対策（適応策）に資する可能性があるため、JICA がウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール【適応】（JICA Climate-FIT）の「気候リスク評価の実施」及び「5.8.1 インフラ分野：道路の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、事業内容において適切な適応オプションを検討する。

(12) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(13) 事業の評価

事業の評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee: DAC）の評価基準 6 点（妥当性・整合性・有効性・インパクト・効率性・持続性）に配慮し、定量的

効果、定性的効果に分類して評価する。特に定量的効果については、事業完成後約3年を目処とした目標年の目標値（施設・機材の活用を含む）を設定する。また、定量的効果、定性的効果の検討の際には、JICA内の他の事業・支援等との連携も考慮する。

評価指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照（URL：https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html）

（14）追加調査報告書（案）の作成

本調査結果を追加調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

（15）追加調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記追加調査報告書（案）をネパール政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について説明・協議する。

協議の結果、追加調査報告書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、追加調査報告書に反映させる。

（16）追加調査報告書等の作成

ネパール政府関係者への追加調査報告書（案）の説明・協議を踏まえて報告書等を作成する。

第5条 報告書等

報告書	部数	提出期限・時期
（1）業務計画書	和文1部 英文1部 電子データ（メール等で提出）	契約締結から10営業日以内
（2）現地調査報告書	和文6部 英文6部 CD-R 3部	現地調査帰国から2週間以内
（3）業務完了報告書	和文6部	2025年7月25日まで

	英文 6 部 CD-R 3 部	
--	--------------------	--

第 6 条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	被害状況のドローン空撮	第三工区（36.8km）及び第四工区（50km）の内、豪雨被害が確認される箇所（約 10km の見込み）	1 式	定額計上

第 7 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙 1：報告書目次（案）

報告書目次（案）

注）本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、JICA と適宜協議の上、調査を行うものとする。

調査要約

地図

写真集

1. 調査の概要

- (1) 調査の背景
- (2) 調査の概要
- (3) 調査団と調査工程
- (4) 調査結果の概略

2. シンズリ道路の被害状況

- (1) 2024 年 9 月の豪雨災害によるネパール国内の一般的な被災状況
- (2) 対象道路の被災前状況（道路の維持管理状況や交通量・物流量等の利用状況含む）
- (3) ドローン撮影等による対象道路の被災状況
- (4) 対象道路／地域の気象データ、河川水位データ等
- (5) 仮設迂回路・代替路を含む現在の道路交通事情
- (6) ネパール政府及び道路局による短期対応状況および本格復旧に係る対応方針、事業計画・予算措置状況等
- (7) 国際機関及び他ドナーの道路分野における支援状況

3. 現状・課題分析及び復旧支援案の検討

- (1) 各被災箇所での被災原因分析
- (2) 各被災箇所に対する我が国による支援必要性の分析と支援候補箇所の検討
- (3) 復旧にかかる前提条件（降雨・河川水位、土地利用変化等）の検討
- (4) 支援候補箇所の復旧計画案の作成
- (5) 概略レベルでの設計、工期想定、事業費想定、本邦技術の適用に係る検討
- (6) 復旧計画案の環境影響に係る分析
- (7) 事業効果指標の検討

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	現地コンサルタントの活用方法	第4条 業務の内容 (2) 被災したシンズリ道路の状況確認
2	ドローンの活用方法	第4条 業務の内容 (2) 被災したシンズリ道路の状況確認
3	優先復旧支援案の特定におけるスコアリング手法	第4条 業務の内容 (5) 復旧支援案の特定及び優先復旧支援案の基礎情報収集・整理

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：道路復旧に係る計画・設計業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：ネパール国及びその他全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025年2月下旬より業務を開始し、2025年4月頃から現地調査を実施、2025年7月25日までに報告書を提出する。

（2）業務量目途

1) 業務量の目途 約10.11人月

2) 渡航回数を目途 全7回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 被害状況のドローン空撮

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 特になし

2) 公開資料

- ネパール国 シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクトフェーズ2業務完了報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000050152.html>

- ネパール国 シンズリ道路輸送力強化に係る情報収集・確認調査

(QCBS) ファイナル・レポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046908.html>

➤ ネパール国 シンズリ道路震災復旧計画準備調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000037047.html>

➤ ネパール国 シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト プロジェクト業務完了報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026129.html>

➤ ネパール連邦民主共和国 シンズリ道路建設計画(第三工区)基本設計調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000245586.html>

➤ ネパール王国 シンズリ道路第四工区緊急復旧計画基本設計調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000158381.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

GP との間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションはネパール語となります。

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る

様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

該当なし。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とと

もに別途提出します。

【上限額】 41,784,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上として
いる項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のど
れに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費
や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、
自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案
に関する経費

（4）定額計上について（該当する□にチェック）

本案件は定額計上はありません。

本案件は定額計上があります（3,090,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。

定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提
出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載くだ
さい。この提案はプロポーザル評価に含めます。

定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額
のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照
らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において
決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を
確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含ま れる範囲	費用項目
1	被害状況の ドローン空 撮	第2章 特記仕様書案 第3条 調査実施の留 意事項 (2) シンズリ道路 の被災状況	3,090,000 円	調査費一式	現地再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

特になし

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)